

鹿屋市職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

鹿屋市職員の服務に関する規程（平成18年鹿屋市訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第6条中「住所等変更届（別記第2号様式）」を「庶務事務システム」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、住所等変更届（別記第2号様式）により届け出ることができる。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。